

最高裁秘書第4172号

令和元年8月23日

林弘法律事務所

弁護士 山 中 理 司 様

最高裁判所事務総長 今 崎 幸 彦



司法行政文書不開示通知書

平成31年1月17日付け（同月21日受付、最高裁秘書第306号）で申出のありました司法行政文書の開示について、下記のとおり開示しないこととしましたので通知します。

記

1 開示しないこととした司法行政文書の名称等

平成30年度予算書における事務局長の級につき、10級14人がどの地家裁であり、9級37人がどの地家裁であり、8級46人がどの地家裁であり、7級2人がどの地家裁であるかが分かる文書

2 開示しないこととした理由

1の文書には、公にすると、今後の人事管理に係る事務に関し、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれがある情報が記載されており、この文書は、全体として行政機関情報公開法第5条第6号ニに定める不開示情報に相当することから、開示しないこととした。

担当課 秘書課（文書室）電話03（3264）5652（直通）